

国と地方のシステムWGにおいて示された 今後の対応の方向等

国と地方のシステムWG

平成29年4月28日

今後の課題

1. 国と地方の役割分担について(地方の権限と責任の強化)

(現状・課題)

- ・既存の諸制度(施設の設置・運営に関する「従うべき基準」等)において、地方の自由度が充分確保されておらず、個性や多様性を活かし、自立した地方をつくる取組を阻害している部分があるのではないか。
- ・人口・行財政能力等に大きな違いのある地方公共団体を同等に扱い「権限と責任」を移譲することは困難ではないか。

(対応の方向)

- ・全国知事会等における議論等を参考にしつつ、自由度の拡大を如何に実現するかという観点に立ち、地方の発意に根差した地方分権を更に進めていく。
- ・人口規模が小さく、行財政能力の限られる市町村については、周辺の中核的な都市や都道府県が業務を代行する制度の整備等を踏まえ、地方公共団体の実状に応じた広域化・自治体連携を進める。

2. 地方財政の今後の方向性について

(現状・課題)

- ・多くの地方公共団体が将来の景気変動や財政負担の増加に備えて、財政調整基金等を積み増している。
- ・足下約10年間の景気動向を反映して地方税収が回復している中、地方公共団体間の財政力格差が拡大傾向にあるのではないか。
- ・地方の行財政改革を促すとともに、地方交付税においてはトップランナー方式を導入しているが、各自治体における行財政改革の個々の取組について、成果の十分な把握には至っていない。

(対応の方向)

- ・地方単独事業全般の実態についての「見える化」を一層進める。関係省庁間で協議して、社会保障関係支出及び社会資本の維持管理・更新経費について、国及び地方の財政負担の10年程度の見通し(地方分には地方単独事業分を含む。)の「見える化」を図る。各地方公共団体においてもそれに準じて住民に対し見通しを明らかにし、改革の取組と計画的な財政運営を進めるよう促す。また、財政調整基金等の積立金の増加について、どのような団体で、またどのような理由で増加しているか、実態の把握・分析を行った上で、財政調整基金等の現在高又はその増加幅が顕著な団体について個別にその事情を明らかにする。
- ・地方公共団体間の財政力格差を是正する観点から、より税源の偏在性の小さい地方税体系の構築や地方交付税による適切な財政調整を進める。また、各地方公共団体の財政力と子育て・教育等の分野における行政サービス水準(地方単独分を含む。)の地域差との関係を「見える化」する。
- ・先進的な業務改革の取組などによる地方公共団体における歳出効率化効果等を改革工程表に沿って定量的に把握するとともに、中間評価に向けて、その成果の活用の在り方及び地方財政計画の取扱いを明確化する。その際、地方公共団体の改革意欲を損ね、先進事例の全国展開の妨げとなることのないよう、地方と十分な意思疎通を図る。

今後の課題

3. 先進事例の全国展開、広域化、見える化等による業務改革の加速について

(現状・課題)

- ・各自治体では、工夫を凝らした様々な業務改革を通じてコスト削減を実現している。そうした動きを加速するため、更なる取組を行う必要があるのではないか。

(対応の方向)

- ・地方公共団体間で課題等を共有しつつ共同して自主的に進める業務改革について、「地方の、地方による、地方のための」改革として、他の模範となる先進事例の全国展開が図られるよう、地方主体の取組を支援する。
- ・更なる「見える化」を通じて改革の必要性を明らかにするとともに、類似団体の状況を住民にわかりやすく示すこと等により、地方公共団体の頑張りや工夫を引き出し、先進事例の全国展開につなげる。
- ・公営企業の広域化を推進すべく、例えば、水道事業の資産管理を含め、将来予測のための簡易支援ツールの活用及び試算結果の公表の推進等により住民意識を喚起するとともに、関係地方公共団体の要望も踏まえつつ、経営基盤の事業間格差など広域化の障害を除去するための支援を行う。
- ・個別施設計画の策定等による公共施設等総合管理計画の内容の充実を踏まえ、公共施設等総合管理計画の期間や基礎となる人口推計等の条件の整理など総務省の更新費用試算ソフトの改良を通じ、計画の類似団体間での横比較を容易にすることで、公共施設等の集約化・複合化等を促進する。

今後の課題

4. 国庫補助事業等における成果の把握体制の充実について

(現状・課題)

- ・特に新規に要求される補助事業等について、あらかじめ適切な成果把握を促す仕組みが十分か。

(対応の方向)

- ・特に新規に要求される補助事業等については、成果目標(アウトカム)の設定において、適切なエビデンスに基づく政策立案の観点から、成果把握の仕組みの充実を図ること等により、効果的な国庫補助事業等の実施に努める。

5. IT化・オンライン化、マイナンバーの利活用

(現状・課題)

- ・行政手続のオンライン化が未だ低水準であることに加え、地方自治体において、住民・税務・福祉等の諸手続が過度に煩雑又は不統一になっているのではないか。
- ・マイナンバーの利用が社会保障・税・災害対策分野に限定されており、国民の利便性向上及び行政の効率性向上の観点から、マイナンバー制度の活用が十分ではないのではないか。

(対応の方向)

- ・行政手続全般のIT化の実態を踏まえつつ、オンライン化の推進に向けて、自治体共通の書式・手続等の標準化されたプラットフォームの整備を進める。
- ・登記事務や戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務、証券分野等において公共性の高い分野からマイナンバーの利用範囲の拡大を検討する。

今後の課題

6. コンパクト・プラス・ネットワークの形成等による地域・都市の活性化

(現状・課題)

- ・平成28年度末時点で100市町村が立地適正化計画を作成・公表している。これらはコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた都市像を示そうとしているが、中には定量的な目標がない計画や市街化区域の大部分を居住誘導区域に設定している計画など効果的な計画となっていないと思われるものもある。
- ・人口減少等の急速な進行に伴い、多くの都市で、空き家・空き地が時間的・空間的にランダムに発生する「都市のスポンジ化」が顕在化しつつあり、土地利用の再生が課題となっている。
- ・まちづくりと関連する政策分野における各省庁の支援施策は、相互の連携強化が進んできているものもあるが、市町村のコンパクト・プラス・ネットワークの形成に向けた取組と整合的なものとなっていないものもあるのではないかと。
- ・地方公共団体の保有している都市計画情報は、GIS化の促進や個人情報保護との関係の整理が必要であるため、オープン化が進んでいない状況。

(対応の方向)

- ・これまでに作成された立地適正化計画を踏まえた課題検討を行い、ガイドラインの充実等により、より効果的な計画内容となるよう支援する。
- ・土地利用の再生に向けて、都市計画に関する諸課題についての検討も踏まえ、地方公共団体において公的不動産の状況や空き家・空き地の発生状況が把握できる公的不動産・遊休不動産マップが整備されるよう、関係省庁において必要な協力をを行う。また、NPOなどの住民主体の活動を通じた資産価値の低い空き地の活用に係る優良事例の横展開を推進する。
- ・過去の取組事例の課題等を分析しつつ、歩いて暮らせるまちづくりや持続可能な地域公共交通網の形成、公共施設再編、拠点エリアへの医療・福祉施設の誘導等に取り組むモデル都市の形成・横展開を推進する。また、まちづくりと関連する政策分野との施策連携に取り組み、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資する事業について省庁横断的な支援の重点化を行う。
- ・都市計画に関するデータを活用する基盤を整備し、民間事業者の立地判断等にも活用できるように都市計画情報のオープン化を推進する。

今後の課題

7. 十分に活用されていないストックの効率的活用

(1) インフラマネジメントの生産性・効率性向上を図るデータプラットフォームの構築等の推進

(現状・課題)

・インフラの適切な維持管理・更新には「情報の共有化・見える化」が必要であり、現在、その土台として、施設のメンテナンス等に関する諸情報を正確に把握するとともに、施設分野ごとのデータベース化を推進しているところである。一方で、インフラに関する情報は、その使われ方に関する情報や他分野の情報等と連携することにより、社会資本の維持管理のスマート化の加速化やまちづくり、地域振興等の基盤となることが見込まれる。そのためには、施設分野ごとのデータベースでは不十分であって、官民連携、分野横断したデータプラットフォームの整備が必要である。また、データベースを利活用してインフラの維持管理・更新の効率化を行うには、現状の業務体系、体制に課題がある。

(対応の方向)

- ・社会資本の維持管理のスマート化のため、社会資本整備に関連する各種データの情報共有・活用を行う。具体的には、国土交通省において、社会資本情報プラットフォームを引き続き整備するとともに、3次元データ共有プラットフォームの整備に着手する。また、各インフラ管理者は保有するインフラの量、基本情報、点検実施結果等のデータの提供等によりプラットフォームとの連携を進めるとともに、地域がデータを重ね合わせて面的・空間的な状況を把握できるよう、ユーザの使いやすさに配慮しつつ、内閣府科学技術・イノベーション担当、内閣官房IT総合戦略室、関係省庁が連携してデータ様式の標準化を進める。データプラットフォームの整備に当たっては地域の大学等との連携を進める。
- ・適切な官民の役割分担の下、インフラマネジメントのためのデータ整備を推進するとともに、自動走行等の新たな技術に応じた情報基盤の整備との連携を図る。また、インフラ・データプラットフォームをまちづくり・地域振興等にも活用し、新たなビジネス創出につなげる。
- ・インフラマネジメントにおいて、データの活用や現場への最新技術の導入を促進するとともに、データプラットフォームの構築・利活用に向けた業務の見直しや体制の確保を行う。
- ・総合科学技術・イノベーション会議が中心となって、成果重視・重複排除等の観点から、インフラ維持管理・更新・マネジメント技術の政府全体の予算や施策を俯瞰する取組を進め、各府省やSIPの取組を整理し実装化できるものを工程化する。
- ・民間企業や大学等による試算を参考としつつ、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づきライフサイクルコストを算出し、社会資本の維持管理更新費の「見える化」を進める。

今後の課題

7. 十分に活用されていないストックの効率的活用

(2) 十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用等

(現状・課題)

- ・全農地面積の約2割が相続未登記農地及びそのおそれがある農地となるなど、不動産登記簿等の所有者台帳により所有者の所在を把握することが難しい土地及び相続人の1人が事実上その土地を管理している場合であっても相続人が多数存在し貸し付けの同意をとるのが困難な土地(以下「所有者所在不明土地等」という。)が発生している。
- ・このような所有者所在不明土地等への対応は、農地の集積・集約化や公共事業をはじめとする土地全般のさまざまな分野で喫緊の課題となっている。
- ・今後、多死・人口減少が進むとともに資産としての土地の保有や管理への関心が低くなることに伴い、所有者所在不明土地等がさらに増加し、公共事業の迅速な進行や不動産ストックの有効活用の阻害要因となるおそれがあり、現状への対応策に留まらず、抜本的な対策を講じるべき時期に来ている。

(対応の方向)

所有者所在不明土地等への対応について、下記の実施を検討し、年内に具体的な施策をとりまとめる。

- ・管理放棄・遊休資産化の抑制を図るため、所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドラインの活用を促進するとともに、税等によるディスインセンティブ効果を発揮するような施策や、管理を促すような施策も検討し、KPIを設定して確実な進捗を図る。
- ・土地収用手続きについて、さらなる合理化を進めるとともに、申請作業の一部を補償コンサルタント業者等に外注するなど、市町村のマンパワー不足の解消のための対応策を講じる。
- ・不動産登記簿情報のオンライン化を行政機関内部で進めるのに併せて、今後のマイナンバーの利用の範囲の拡大も見据えつつ、それぞれの行政機関が保有する所有者情報を行政機関間で効率的に活用する仕組みを構築する。
- ・所有者所在不明土地等の発生を抑制するため、相続登記の促進を図る。

さらに、土地に対する価値観の変化も踏まえて、所有と利用を分離し土地に利用権を設定することができるスキームや、事実上の管理者による貸付け等を可能とするスキームを設計するなど、政府一体となって所有者所在不明土地等の利活用を促進する制度の検討に速やかに着手する。

今後の課題

8. PPP/PFIの推進

(現状・課題)

- ・国及び人口20万人以上の地方公共団体における優先的検討規程の導入やPPP/PFI手法の開発・普及等を図る地域プラットフォームの形成が進んでいるが、実際の案件形成は未だ途上であり、案件形成につながった優良事例のノウハウを共有するなど、実際の案件形成につながる取組を強化する必要がある。

(対応の方向)

- ・公共施設の整備・運営に係る公的負担の抑制を図りつつ、民間投資やビジネス機会の拡大を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」の施策を着実に推進する。特に、国及び人口20万人以上の地方公共団体等において実効ある優先的検討の的確な運用を図るとともに、地域プラットフォームの活用等による優良事例の横展開の具体的推進や補助金等の目的等を踏まえた補助金採択等の際の優先的検討の要件化、優先的検討の人口20万人未満の地方公共団体への地域の実情や運用状況を踏まえた適用拡大を図り、実際の案件形成を促進する。
- ・民間の経営手法や創意工夫を最大限活用し、道路空間のオープン化など、公共空間の民間への利用拡大を進めるとともに、「稼げるインフラ」への転換を図り、公的不動産の活用を一層重点的に進めるため、民間提案の仕組みの一層の推進を図るとともに、複数施設の整備・運営等を一括して事業化する「バンドリング・広域化」の案件形成、広域的な地域プラットフォームの取組、民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用を推進する。
- ・地方の公的不動産分野におけるPPP/PFI導入等、民間活力活用をより一層進めるため、地方公共団体において固定資産台帳・出資金明細の整備及び一覧比較できる形式での「見える化」を進めるとともに、個別公共施設等の管理基本方針整備や個別不動産の資産価値に関する情報等の一覧比較できる形式による「見える化」を更に進める。

今後の取組（改革工程表の着実な実施等）

1. 地方交付税をはじめとした地方の財政に係る制度の改革

- ・地方交付税の「人口減少等特別対策事業費」における「必要度」から「成果」へのシフトについて、地方版総合戦略に基づく取組の成果の実現具合等に応じ、「成果」へのシフトを進めるとともに、「地域の元気創造事業費」においても、経済活性化の成果へのシフトを進める。
- ・地方交付税におけるトップランナー方式について、改革工程表に沿って、更に推進する。
- ・「高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり(地域運営組織)の推進」について、自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討の上、所要の措置を講じる。
- ・地方創生推進交付金について、各事業にかかるKPIやPDCAの実施状況及び交付金事業全体の効果(経済・財政効果等)を把握、検証し、交付金の効果の向上を図る。
- ・公営企業を含む公共サービスの広域化(連携中枢都市圏・定住自立圏の取組みを含む)の取組を着実に推進する。
- ・公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化・複合化等を促進する。

2. 地方行財政の「見える化」

- ・国庫支出金のパフォーマンス指標については、地方の裁量度が高く、一定規模以上の国庫支出金の中で、今後さらに指標を設定するための検討を進めるものに対して、既に指標を設定した国庫支出金の課題解決の方向性を共有し、指標設定を促進する。また、指標を設定している国庫支出金と類似の性格を有するその他の国庫支出金についても、新たに指標設定を促進する。加えて、改革工程表に沿って、パフォーマンス指標の達成状況等の「見える化」を推進する。
- ・社会資本整備総合交付金等の自由度が高く創意工夫を生かせる総合的な交付金について、一定の線引きを行った上でB/Cの算出を要件化するなど、効率性を検証し政策目的の実現性を評価する取組を進める。

3. 地方行政分野における改革

- ・窓口業務の民間委託の全国展開については、引き続き「業務改革モデルプロジェクト」を実施し、都道府県と協力した全国展開を推進するとともに、歳出効率化効果算定のフォーマットの検討を更に進める。また、標準委託仕様書(案)等について、モデル自治体における検討結果を踏まえ、必要な修正を行うとともに、歳出削減効果を測定する簡便なツールを作成する。
- ・自治体クラウドの導入については、自治体の首長等への働きかけを強化するとともに、取組状況や歳出効率化効果、今後の対応方針等を「見える化」し、比較可能な形で取りまとめることで、全国展開を進める。

今後の取組（改革工程表の着実な実施等）

4. IT化と業務改革、行政改革等

- ・マイナンバー及びマイナンバーカードの利活用の拡大にあわせ、新たな全体像を明らかにしつつ、本年よりスマートフォンでの利用を含めて本格運用となるマイナポータル等、マイナンバー制度の利活用推進に係る取組を進める。また、マイナンバー制度の活用や国による地方自治体のIT化・BPR推進による経済・財政効果の検証方法の検討結果のとりまとめを行う。
- ・IT人材等に関する地方公共団体のニーズを踏まえ、外部専門家等の自治体への紹介・派遣について、質・量両面で充実を図る。
- ・「自治体情報システム構造改革の推進」について、自治体による前年度の取組の成果を把握、「見える化」し、翌年度以降の施策の在り方について検討の上、所要の措置を講じる。

5. コンパクト・プラス・ネットワークの形成等による地域・都市の活性化

- ・取組成果の見える化を推進するため、まちの活性化の度合いを測るための指標を開発する。また、官民の協働による都市構造の最適化を実現するため、ビッグデータを活用した都市計画手法の高度化（スマート・プランニング）等を推進する。
- ・都市計画に関する諸課題について検討する中で、都市計画道路見直しについて、地域ごとの実情を把握した上で、推進方策の取りまとめを行う。

今後の取組（改革工程表の着実な実施等）

6. 十分に活用されていないストックの効率的活用

(1) 社会資本整備におけるストック効果の向上

- ・ストック効果の高い社会資本整備の重点化に向けて、企業立地、雇用、地価等の経済社会的な効果をはじめ、効果を多面的に計測するための指標の整備や投資面・施設運用面における工夫のインデックス化等の評価手法の整備を実施し、整備した評価手法を事業のPDCAサイクルに活用する取組を進める。また、ストック効果の高い事業を推進するため、民間投資の誘発や複数事業の一体的実施などを進める仕組みの導入を進める。

(2) インフラマネジメントの生産性・効率性向上を図るデータプラットフォームの構築等の推進

- ・施設のメンテナンス等に関する諸情報を正確に把握するとともに、施設分野ごとのデータベース化を推進する。

(3) 十分に活用されていない土地・空き家の有効活用

- ・所有者所在不明土地について、定量的な実態調査を実施するとともに、中長期的な増加の見通しを示す。
- ・所有者探索の手続きや既存制度による解決の促進のためのガイドラインの活用・充実を図るとともに、先進事例を収集、横展開する。
- ・登記手続きの簡素化や、法定相続情報証明制度の活用等による啓発により相続登記を促進する。また、相続登記が長期にわたり行われていない土地について、制度改革を含めた具体的施策について検討を行う。
- ・官民が連携して、全国の空き家・空き地の情報を一元化し、流通促進のための体制を構築する。「空家等対策計画」に基づき、空き家の管理、活用、除却等を促進する。
- ・インスペクション、瑕疵保険や長期優良住宅化リフォームの促進により、既存住宅流通・リフォーム市場を活性化する。
- ・子育て世帯や高齢者世帯等向けの賃貸住宅に空き家等を活用する。

(4) 農地の集積・集約化等

- ・農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構と連携した集積・集約化に向けた土地改良事業を重点的に行う。また、農地利用最適化推進委員等の各地域で農地と担い手のマッチングを行うコーディネーターの効果的な活用を推進する。
- ・「森林吸収源対策等の推進」について、森林施業の集約化に向けて市町村が取り組む林地台帳整備に関し、政府は政策目標の達成に向け、PDCAの進捗状況を「見える化」し、検証していく。